

野田市低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、野田市が競争入札により工事又は製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、低入札価格調査における落札者の決定方法について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 低入札価格調査

地方自治法施行令第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否か、又は同令第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するために実施する調査をいう。

(2) 調査基準価格

低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。

(3) 失格基準価格

第1号に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断する基準となる価格をいう。

(4) 低価格入札者

調査基準価格を下回り、かつ失格基準価格以上の価格をもって入札をした者をいう。

(5) 第1順位者

予定価格の制限の範囲内で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者又は総合評価方式による入札においては、評価値が最も高いと見込まれる者をいう。ただし、失格とした者を除く。

(6) 次順位者

予定価格の制限の範囲内で入札をした者のうち、第1順位者に次いで最低の価格で入札をした者又は総合評価方式による入札においては、第1順位者に次いで評価値が高いと見込まれる者をいう。ただし、失格とした者を除く。

(7) 予定価格設定者

予定価格を設定する者をいう。

(適用対象工事等)

第3条 低入札価格調査の対象は、競争入札により次に定める契約を締結しようとする場合とする。

(1) 建設工事及び製造（以下「工事等」という。）の請負であつて、その予

定価格が1,000万円以上となる契約
(2) 建設工事等委託業務以外の委託業務(以下「一般委託業務」という。)の請負であって、予定価格が1,000万円以上となる契約

(調査基準価格)

第4条 調査基準価格は、次に定めるところによるものとする。

(1) 工事等

契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で予定価格設定者の定める割合を予定価格に乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

ア 予定価格設定者の定める割合は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる①から④の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合は10分の7.5とする。

①直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

③現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

④一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

イ アに定める算出方法以外の場合は、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で予定価格設定者が定める割合とする。

(2) 一般委託業務

契約ごとに予定価格設定者の定める割合を予定価格に乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

ア 予定価格設定者の定める割合は、予定価格算出の基礎となった額の算出方法が、工事等の積算基準による場合は、第1号アにより算出した割合とする。

イ アに定める算出方法以外の場合は、予定価格設定者の定める割合は10分の8.5とする。

(失格基準)

第5条 次に定める基準に該当する場合は、その者を失格とする。

(1) 工事等

調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、その者が入札書に合わせて提出した工事内訳書にある費目ごとの額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数

を切り捨てた額)を下回ったとき。

- ①直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
- ④一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

(2) 一般委託業務

調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、その者の入札書記載金額が次に掲げる額を下回ったとき。

ア 前条第2号アにより調査基準価格を算出した場合は、第1号に規定する方法により費目ごとに算出して得た額の合計額

イ 前条第2号イにより調査基準価格を算出した場合は、予定価格に110分の100を乗じて得た額に10分の6を乗じた額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

2 市長は、前項の規定により失格とした場合は、失格とした者にその旨を通知するものとする。

(予定価格書への調査基準価格等の記載)

第6条 予定価格書には、予定価格、入札書比較価格のほかに、調査基準価格及び消費税を除いた調査基準価格を記載する。

(入札者への周知)

第7条 入札の執行に当たっては、入札公告又は指名通知書に次に定める事項を記載するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 失格基準価格が設定されていること。
- (3) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (4) 低価格入札者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (5) 低価格入札者は、低入札価格調査を実施した上で、落札者とするか否かを決定すること。
- (6) 低価格入札者は、低入札価格調査に協力しなければならないこと。
- (7) 低価格入札者が、低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定した期日までに提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなされ失格となること。
- (8) 低価格入札者のうち、失格基準価格を下回った場合は失格となること。
- (9) 低入札価格調査を経て契約を締結する場合は、契約保証の額が増額となること。

(入札の執行)

第8条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合に、入札執行者は落札者の決定を保留する旨を宣言し、失格となった者には後日通知する旨を、低価格入札者には低入札価格調査を行う旨を告げ、入札を終了する。

2 前項の規定による落札者の決定を保留する旨の宣言は、電子入札を執行した場合においては、ちば電子調達システムにより保留通知書を発行することをもって代えるものとする。

3 入札執行者は、低価格入札者のうち価格の最も低い者又は総合評価方式による入札においては評価値の最も高いと見込まれる者が複数の場合は、くじを引かせて順位を確定しなければならない。

(低入札価格調査対象者)

第9条 市長は、第1順位者が低価格入札者となった場合において、入札を終了した後直ちに、当該入札者について低入札価格調査を実施しなければならない。

2 市長は、前項の調査の対象となる入札者のほか、調査基準価格との乖離の状況や総合評価方式における評価値の算出などを勘案して、次順位者以降の複数の低価格入札者を低入札価格調査対象者として選定できるものとする。なお、この場合は、複数の低価格入札者の低入札価格調査を並行して実施できるものとする。

(低入札価格調査の実施)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により入札を保留した場合に、低価格入札者に対して期日を定めて、低入札価格調査報告書を作成し提出するよう求め、必要があると認めるときは事情聴取等の調査を行うことができる。

2 低入札価格調査は、低入札価格調査対象者に対して、次に定める事項について、調査を実施するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由及び入札価格の積算根拠

(2) 施工（履行）体制の状況

(3) 手持資材の状況

(4) 資材購入先及び購入先と入札者の関係

(5) 手持機械の状況

(6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、資材置場、倉庫等との関連（地理的条件）

(7) 労務者の確保計画及び賃金等の状況

(8) 手持ち工事（業務）の状況

(9) 同時工事（業務）の施工（履行）実績

(10) 配置予定技術者の状況

(11) 建設副産物の処分先

(12) 経営の状況

(13) 簡易工程表

(14) その他必要な事項

3 低入札価格調査対象者が、低入札価格調査報告書を指定した期日までに提

出しない場合は、契約締結の意思がないものとみなし、低入札価格調査を実施せず低入札価格調査対象者を失格とする。

(委員会の審査)

第11条 市長は、前条による低入札価格調査の結果をもって、低入札価格審査委員会（以下「委員会」という。）に「申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否か」について、意見を求めなければならない。

2 委員会は、市長から前項の意見を求められたときは、必要な審査を行い、意見を述べるものとする。

3 委員会は、必要があると認めるときは、低入札価格調査報告書等の内容について、低入札価格調査対象者から事情聴取等を行うことができる。

(落札者の決定)

第12条 市長は、委員会の意見に基づき、低入札価格調査対象者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと決定したときは、低入札価格調査対象者を落札者又は落札候補者とし、その旨を全ての入札参加者に通知する。

2 市長は、委員会の意見に基づき、低入札価格調査対象者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると決定したときは、低入札価格調査対象者を落札者とせず、次順位者を落札者又は落札候補者と決定する。この場合、低入札価格調査対象者を落札者とせず、次順位者を落札者又は落札候補者としたことを全ての入札者に通知するものとする。なお、次順位者が低価格入札者であった場合には、前2条に規定する手続を行う。

(様式等)

第13条 この要領に定める各種調査、報告等に必要な様式等は、別に定める。

(要領の公表)

第14条 この要領は、公表するものとする。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日以降に締結する契約に係る入札に適用する。

2 野田市建設工事等低入札価格調査実施要領（平成11年6月7日制定）及び建設工事等に係る委託業務の低入札価格調査実施要領（平成24年1月1日制定）は、平成24年3月31日までに締結した契約に係る入札をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成24年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事又は製造その他の請負契約の入札から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月26日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事又は製造その他の請負契約の入札から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月10日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事又は製造その他の請負契約の入札から適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事又は製造その他の請負契約の入札から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告等を行う工事又は製造その他の請負契約の入札から適用し、同日前に入札公告等を行った工事又は製造その他の請負契約の入札は、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事等の請負契約の入札から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事等の請負契約の入札から適用する。